

參議院建設委員會會議錄第二十六號

出席者は左の通り。

赤木 正雄君
田中 一君
小川 久義君

委員
石川 榮一君

参事(議事部長)	河野 義克君
常任委員 会専門員	武井 篤君
常任委員 会専門員	菊池 璋三君

特別調達庁
管理部長 桜井 良雄君

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案(内閣送付)

○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命

令に関する件に基づく建設省関係命令の措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（廣瀬與兵衛君） 只今から建設委員会を開会いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の事

○説明員（橋井良雄君） それでは只今
の法案につきまして説明員から御説明
を申し上げます。提案理由につきまして

は前回におきまして、調達庁長官より御説明を申し上げた通りでございます。本日は逐條的に大体の意味と問題の所在を申上げて御説明をしたいと存じます。

第一條はこの法律の目的でございます。そして、これはもう申上げるまでもござい
ません。ここに書いてあります通りでござ
います。問題は例えばB国
についてはどうするかというような点
がございしますが、これはこの法案は目
下駐留軍、つまりアメリカ合衆国の軍
隊だけしかございせんが、これを相
手にしました法案でございまして、B
国等におきましては個々に條約ができ
ますれば格別でございしますが、この法
案は直接關係でございせん。

それから第二條は定義でございまして、
が、「土地等」と書いてございまして文字
の定義でございまして、これはそこに
ございましてように「土地若しくは建
物若しくはこれらに定着する物件又は
地收用法第五條に規定する権利」を言
つておるのでございまして、更に「建
物にある設備又は備品で当該建物の運
営上これと一体的に使用されるべきも
のを含む」というふうに定義してござ
います。そこで「土地若しくは建物若
しくはこれらに定着する物件」といふ

ものに設定されておらず、その土地役権でありますとか、賃借権、或いは上権でありますとか、質借権、或いは地役権、鉱業権その他多くの権利

がございしますが、そういつた権利もこの法律の目的になる。従いまして、「土地等」の概念の中に含めましたわけでございます。更に「建物にある設備又は備品」と書きましたのは、行政協定

の第二條に、やはり施設、區域の中にあるもので、その「施設及び區域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。」という文字がございますので、やはりこれらのものは駐留軍の必要に應じまして、行政協定に基きましてこれを提供しなければならんというふうに日本政府は義務付けられておりますので、やはりこれを「土地等」の概念に含めましたわけでございます。併しながら飽くまでもそれはその建物の運営上これと一体的に使用されるもの

でもかんでも建物の中にある品物を、何に限りませんでした。何の法律でも使用するというものではございませんので、それがなくしては建物の運営上支障を来すというような場合に限りたいたいというふうに考えているわけでございます。

第三條は土地等を使用したり收用することができるがこの法律でできるということを書いていただくわけでございまして、この際いろいろ問題になりますのは、大体土地等を必要とするということは、行政

書いてありますが、それは一体誰がどうしてきめるのか。そういうものは

もう合同委員会できまつているのじゃないかというようないことが考えられるわけでございますが、これは大体どういつた土地等を必要とするかということとは、日米合同委員会を通じまして両

ういつた土地等が必要であるというところとが一応きまるわけでございます。その場合に以下第四條、五條、六條等によりましての手続を経まして、これが一適正且つ合理的であるというふうに認められましたときには、この法律を運用いたしましたして、これを使用し又は改用するということに決定したわけでございます。

そこでこの四條以下はその手続でございます。即ち土地等が必要であると

先ず原則といたしまして、自由な契約の交渉を開始するわけでございます。一定の基準によりまして、契約の條項によりましてこの土地等を政府を通過しまして駐留軍に提供するように所有者その他の関係人と自由な契約の交渉を始めるわけでございますが、それが不調に終了したときに、初めてそれではこの法律によつて使用し又は收用しなければならんということになるわけでございまして、そこで第四條によりま

を調達庁長官を通じて内閣総理大臣に出しまして、その認定を受けると

います。これは土地收用法におきまして、事業の認定ということがございしますが、その手続に該当するものでございまして、土地收用法におきます場合の事業の認定は手続が大変込み入つていふことに相成つてゐるわけでございます。

台の事務上の指示に三線がつけられてゐる。併しなおらして又暇も非常にかかる、併しながら駐留軍に對しましてそういう一つの手続をとりましては、必ずしも駐留軍の緊急な用に應ずるために適當であるとは認められませんが、その点を簡素化したいたしましたためにこういう規定になつたわけでございます。

そこで第五條に参りますと、内閣總理大臣は調達局長からさういつた申請を受けますと、それを調査いたしまして、土地等の收用、使用等の認定をするわけでございます。その際に第六條

にございますように、必要な場合には、閣僚行政機關の長及び学識経験を有する者の意見を求めるわけでございまして、元來が合同委員会を通じて、兩國政府の決定したものは一應その通り決定したわけでございますが、更にこういった慎重な手続を経まして、閣僚行政機關の意見でありますとか、關係人の意見とかいふものを参酌いたしまして、総理大臣が慎重に手続をやつて認定をするというふうにしたわけで

でございますが、この認定の結果が合同委員会等の意見と合致いたしません場合には、更に合同委員会を通しまして訂正を申込むということも事実あるかと思われませんが、大体はそういった矛盾は起らないものというふうに考えているわけでございます。

第七條はそのような認定をいたします場合の処分、通知、告示、或いは公告といったようなことを書いたわけでございますが、これは所定のそこにございますような官報による告示或いは調達局長の公告、そういった手続を書いたものでございます。

第八條はそのような告示がありまして、土地の使用、収容の必要がなくなりましては、調達局長から大臣に報告する。又その他必要のなくなりまして、それが関係人等に通知をしてしまつたあとでありましたときは、又関係人等にもその旨を通知しなければならぬという当然の規定でございます。

第九條は「建物の使用に代る収用の請求」という條文でございますが、これは大体土地収用法の八十一條に土地を使用した場合において、その使用が三年以上に亘りますとき、又はその使用によりまして形質が変更いたしました場合等には、所有者からその土地を収用してくれという請求権を認めることになつておるのでございますが、土地収用法では、この八十一條に於いて、規定を建物に適用することになつておりますが、この八十一條におきましては、建物に対する収用がございまして、従いまして建物を収用いたします場合には、土地収用法八十一條では間に合いませんので、特にこの九條に建

物の収用の場合を規定いたしましたわけでございます。ここでいろいろ問題になりますのは、従来占領期間中使用されておりましたもの、それは或るものは三年以上経過しておりますものもございまして、そういったものは一体直ちに収用できるのかということでございますが、原則といたしまして、占領期間中の使用はこの期間の計算には含まない、飽くまでもこの法律によりまして使用したもので、その使用が三年以上にわたるとき云々というふうに解釈するわけでございます。

それから第二項にございますのは、土地収用法八十一條で土地を収用いたします場合に、その上に乗つている権利の存続というふうな存続の請求の條文でございますが、それをただ建物の場合にも適用するというのでござい

ます。第十條は土地等の使用に對します損失補償の支拂に關してでございますが、通常土地収用法によりまして、土地等を使用いたします場合には、最初に使用の期間に對しまして、全期間に對しまして、その使用によりまして損失補償の金額を決定いたしまして、事前全部拂つてしまふというこの建前になつております。ところが駐留軍の場合におきましては、起業者が国でございまして、實際上使用するのは軍であるといつたような建前もございまして、又財政的見地等を勘案いたしまして、その金額を使用の全期間或いは数年分とか十数年分とか、一括して前拂いするといふことは必ずしも適正妥當ではない場合もございまして、こういったたように一年分ずつに分割して支拂う

ことができるということにしたわけでございます。

第十一條は、土地等の返還及び原状回復に對します制限でございます。これは土地等を返還いたします場合には、その所有者から何も請求が来ませんが、その所有者から返すのでござい

ますが、若し原状回復してもらいたいという請求がありまして、場合には、原則としては原状に回復しなければならぬといふことになつておりますが、土地収用法の建前でもございまして、併しそれ必ずしもいろいろ社會上、經濟上適正妥當であるとは常に限つた

ことではないのでありまして、そういった場合に土地等を原状、元の姿に回復するといふことは非常に困難な場合もございまして、又むしろ原状に回復しない、そのまゝに返したほうが有効な場合もございます。そこでそういった場合には原状に回復しない、そのまゝ返すことができるというふうな規定するほうがむしろよろしいと見做すから適正ではないかといふことで、こういった條文を特に設けたわけでございます。そこで第二項におきましては、併しなからそのういつた場合に、若し土地所有者、関係人等が損失を受けましたれば、これを補償しなければならぬといふふうにしめて、損失の面でこれを救うわけでございます。三項はこういった土地等を原状に回復しませんが返還するといふ場合におきまして、實際問題として、費用を投じて、中々使用に軍が設置等を附加しましたり、或いは改良いたしました結果、価値が生じておるといふ場合が多々あるわけでございます。

が、その場合にその利得の存する限度でこれを限にその利得金を納めさせるといふふうにしたのは、これは、これは民法の建前から申しましたら、百九十六條でいう有益費の償還をさせることができるといふふうな原則がござい

ますので、併しなから、第四項におきまして、その金額を一遍に納めることができない場合もございまして、そのために七年以内の範囲でこの延納を認めようではないかといふのが第四項でございます。これは現在、この通りにやつて来て処理して来たものでござ

いますが、今後やはりこういったことが必要ではないかと存するのでござい

ます。第十二條におきましては、こういった返還をいたします際に、原状に回復しないといふことに對して不服もありましようし、又それに対する損失の補償、或いは利得の納付といふことについて不服もありましようが、これにつきましては總理大臣に對して不服の申立をする、それができるといふことにいたしまして、所有者或いは関係人の保護をしたわけでございます。この使用に關しまするいろいろな補償につきましては、若し協議が整いませぬ場合には、收用委員会にかけるといふのが土地収用法の原則でございますが、この使用の済んだ建物、土地等を返還いたします場合に、この二十一條にありま

うことでございます。そこで總理大臣は、この不服に對しまして裁決をしようとするときには、中央調達不動産審議会の意見を聞かなければならないといふのが第二項にございまして、現在調達庁設置法によりまして、中央調達不動産審議会というものが設けられておりました。そこで意見を聞いて長官が決定するということになつておりますが、その機關を利用いたしまして、民主的にそういった不服に對する裁決をしようといふことでござい

ます。第十三條は引渡調書となつておりますが、これは土地収容法にはこういった細かい規定はございせん。と申しますのは、大体収用を主としたような土地収用法の建前でございますので、それを返還いたします場合に細かいことは規定してないのでござい

ます。駐留軍に對します土地等の提供につきましては、軍としましては必要な期間だけ使つて、それが建前でございまして、やがてそれを返すのであるといふことが原則になつておりますので、この返還をいたしますときの規定をやや詳細に設けなければならぬといふのがこの趣旨でございます。従いまして、土地収用法におきまして、土地を使用するときに土地の調書でありましか、物件の調書というふうなものを作るのでございまして、それをこの駐留軍によりまして土地等の使用につきましても、そのまゝ採用してありますが、返還をいたしますときにそれに対応する調書がございせんので、それがこの引渡調書といふことになるわけでございます。そこで土地等を返

還いたします場合には引渡調書を作成すること、それにはどういふ事項を記載しなければならぬかというようなことにつきまして規定したのでこの條文でございます。

それから第十四條は、これはこの法律が土地收用法に対する特例法になつております建前上、この條文によりまして、この法律に特別の定めのある場合はすべて土地收用法の條文をそのまま使うのだ、ただその場合にいろいろ事業の名称でありますとか「起業者」と言う代りに「調達局長」と読むとか、いろいろそういう読み替へがございまして、そういう点、それから收用法の中で要らなくなつた規定もございまして、例へば事業認定に関する規定でございますとか、いろいろ一般の土地收用法の場合には必要があるけれども、そういう駐留軍に對する土地の提供には必要がないというような條文がございまして、そういうものを除くというようなことを書きまして、それ以外は全部適用するのだというように書きまして、混乱を防いだわけでございます。この細かいことに関しましては、いづれ技術的な事項といたしまして、政令で読み替へるの規定を作るというのが第二項でございます。

以上が本文でございますが、附則といたしまして、相当重要な事項を経過的に定めてあるわけでございます。第一項「この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日から施行する。」これは當然のことでございます。

第二項はいさか問題でございます。現在連合国軍最高司令官の要求に基づいて使用中の土地等についてはどうするかと申しますと、これは大体條約効後九十日間はお占領軍として残ることができるといふことが平和條約第六條にございまして、一応この九十日間には在來の契約をそのまま延長いたします手続をとりまして、従ひまして條約効後九十日間は在來と同じような契約で引續き使用いたしておるわけでございますが、その間にいろいろこの新しい法律によりまして、或いは自由な契約等の交渉を始めるわけでございますが、何分にも契約件数等非常に多量でございますので、今度自由な契約の交渉をいたしますにつきましても、或いはこの法律によりまして所定の手続を踏むにつきましても、非常に慎重な考慮並びに手続は踏まなければならぬ。そのためには相當な日数が必要ですので、これを又あわててやりますと、最初に占領後初めて接收いたしました時のような非常に混亂状況に陥りまして、所有者、関係人等の権利等が非常に混亂状態のうちに必ずしも適正に保護されないうような状況に鑑みまして、やはりどうしても九十日以後六カ月間だけはそういうつた日にちを、猶予期間を預戴いたしませんと、實際に技術的、物理的にその処置が困難であるという意味におきまして、九十日以後六カ月間だけはなお一時的に使うことができるのだということを規定したのが第二項でございますが、勿論政府がいたしましては、九十日以内、或いはこの六カ月の間にあらゆる努力を拂ひまして、個々の契約の点につきまして新しい任意契約をし、或いはいけなければその場合にはどうして六カ月間だけは一時使用するといふことにして頂きませんか……この六カ月の間におきましてそういうつた契約の成立しないものにつきましては更に契約の成立、或いは今度はこの法律の本文によりまして、その細かい詳細な手続を始めて、六カ月を過ぎましたならば本當の自由な契約か、或いはこの法律の本文の手続を経た使用によるか、いづれかになるわけでございます。なお、行政協定の交換公文によりまして、協議の整わないものにつきましては、引續きそのまま使うことができるというふうになつておりました、それにつきましては別に期間の定めがございせんので、協議が整いせんといふことと相當長い期間使用されるところも懸念されるのでございまして、それを無制限に一時使用といふことはなりませんので、政府といたしましては、六カ月の間にあらゆる努力を拂ひまして、自由な契約、或いは新しい法律によりまして正当なる使用といふことに努力をいたしたいと存じまして、その猶予期間が六カ月間、その間止むを得ず一時的に使うことができるというふうな規定にいたしましたわけでございます。併しなからその使用に關しましては第三項にございまして、猶予期間にございましては、自己の見積つた損失補償額を前にて拂ひ渡すといふこともございまして、又第四項によりまして、そういうつた損失は土地收用法によりまして、通常の使用の場合と同じように補償をしなければならぬ。つまり後の清算といひまして、一応損失補償額は前渡しをいたしますけれども、見積つた損失補償額でいたしますけれども、通常の補償方法によりまして計算いたしました補償額をしなければならぬというのが第四項でございます。

第五項は、従ひましてあらかじめ見積つた損失補償額というものはその場合には内拂として差引くのだということが書いてございまして、

而もなお第六項におきまして、そういうつた一時使用の損失補償につきましても協議が成立しない場合には、收用委員会に對し裁決の申請ができるということ、慎重に保護の方法をいろいろ考へていくわけでございます。

第七項は、そういうつた一時使用の場合においてその使用期間が満了したときは返さなければならぬというものは當然のことでございます。

第八項は、その場合に所有者はやはり土地等を原状に回復の請求ができるのでございまして、この場合にはやはり先ほど申し上げましたように、原状に帰らないで返すこともできるし、又その場合には補償、或いは利益を納付させることができるというのが第八項、第九項の規定でございます。

第十項は、この法律によりまして、調達庁設置法に影響がございまして、設置法に中央不動産審議会に關しまして、更に先ほど申し上げましたように「内閣総理大臣の諮問に應じ、意見を述べることができる」という権限を一つ與へましたわけでございます。

以上大変簡單でございまして、一応問題の所在を申し上げて御説明に代へたわけでございます。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 御質疑のあるのかたは順次御発言を願います。

○赤木正雄君 第三條であります。先ほどの御説明には、どのような土地を向うが使うかは合同委員会で決定するのである。で合同委員会で決定しないものはわからないことになつておりますが、私はこの法律を審議する前に、むしろこれ／＼の土地を使うのだというのをあらかじめきめられて、その土地が果して、この法律を適用していか悪いかを審議するのが本當で、今後合同委員会で土地が決定されるとそこに矛盾があるように思うが、これはどうでしょうか。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 御質疑のあるのかたは順次御発言を願います。

○赤木正雄君 第三條であります。先ほどの御説明には、どのような土地を向うが使うかは合同委員会で決定するのである。で合同委員会で決定しないものはわからないことになつておりますが、私はこの法律を審議する前に、むしろこれ／＼の土地を使うのだというのをあらかじめきめられて、その土地が果して、この法律を適用していか悪いかを審議するのが本當で、今後合同委員会で土地が決定されるとそこに矛盾があるように思うが、これはどうでしょうか。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 御質疑のあるのかたは順次御発言を願います。

○赤木正雄君 合同委員会が今の準備委員会のあとを引継ぐのだ、それは了承いたしますが、私の質問の趣旨は、

では納得したい。相当金銭を知つて初めてこの法案の審議ができると思う。あなたのほうではまだどういうところの土地を向うは使用するとか、そういうようなことはわかりませんでしょうか。

○説明員(榎井長雄君) 目下合同委員会の前身であります予備作業班で全国的に審議を始めておるようでございますが、いろいろ分科会も設けてまして、例えばコマーシャル・ポート、商港等といったものの分科会もあります。工場の分科会、住宅の分科会、演習地の分科会等もありまして、その他のもの

は一切本会議でやつておりますようでございますが、なか／＼やはり個々の施設につきましては相談がまともありません。例えば商港委員会には私も出席いたしておりますが、横浜をどうするかというような問題でも、ノース・ピヤという大きな波止場があります。とれを軍は提供せよと言うし、日本側は横浜では一番大事なところだからなかなかむずかしいとか、いろいろ問題がありまして、それで分科会では意見決裂で、これは予備作業班の本会議に移

そうとういうようなことになつておりまして、そういう工合で各地でなか／＼一朝一夕に解決が付かない状態にございます。その軍隊の數にいたしましてはよくわかつておらない状況でございますので、取りあへずこういつた行政協定を結びました以上、当然それを果すべき義務がございますので、それに對します義務と私有財産權の調整を図るために、どうしてもこういう法律が必要であるという結論に達したわけでございます。

○田中一君 この土地収用に関連する予算として二十七年予算にどれだけとつてありますか。

○説明員(松井良雄君) 予算につきましては先ほどの御質問にもありますように、なか／＼全貌がわかりにくく、そういうことでございまして、それから又補償の基準等にもありますので、基準も目下作成中でございますが、果してこの基準で協議が成立するか、或いは成立しない場合に収用委員会にかける、そういういたしますと収用委員会がそれを上廻つて採決しますというようなことも考えられますし、しますので、全体的な予算としての数字は大変つかみにくいわけで、まだ確定的なことを申し上げられない次第でございまして。

○田中一君 我が何つておるところでは、二十七年予算においてたしか九十七億六億六千万のうち、この土地収用に、いわゆる不動産に対する予算と、もう一つは役務に対する予算と二つになつておつたと思うが、それをどう分類されておられるのかというところを伺つておるのです。

○説明員(松井良雄君) 政府の防衛支出金の中に九十二億が日本政府が責任を以て支出し得る金額になつておりまして、それはもつぱら不動産関係に使用されるということになつておりますが、この九十二億の内訳そのものは非常にまだ不明確でございまして、これには土地の使用に関する借上料に相当する補償料も入つております。又収用しなければならぬ場合、収用する費用も含めなければならぬ。又一方解除になつて行きます場合に、解除しましたものにつきますしては、その損

害まで補償しなければなりません、それと共に借上げに關する補償料は減つて行くという、いろ／＼錯綜した事柄がございまして、九十二億の内訳が果してこれで足りるのか足りないかという問題もございまして、政府といたしましては相當の解除があるという見込をつけまして、又補償等の基準も適正にいたしまして、この九十二億でどうしてもやらなければならぬというふうな思つておりますが、万一これで不足いたします場合には、それは止むを得ないことでございまして、やはり補正予算等を組みまして解決しなければならぬのじやないかというふうな考へておる次第でございまして。

○田中一君 大体六百五十億の防衛分損金というものを支出した場合に、これ以上出さん、防衛費にはこれ以上分担しないというところが建前であつたように我々了解しておるのですが、そのうちの九十二億というものが不動産並びに役務も入つておりましたか、そういうものに使われる。併しその九十二億の内訳は先ほど赤木委員の言つたやうに白紙の状態、白紙委任をさせられた形で、原則は何ですか、根本のこの特別措置法が土地収用というもののより土地収用ということが主眼になつておるに考へられるのです。例へばこの第三條にあるように、使用又は収用とありますが、事実においては九十二億程度のものでは、飛行場一つ作りますにも莫大なる金がかかるわけなんです。その場合の原則として政府は収用が目的か、使用が目的か。そのうちの第九條にあるように建物三年というふうなことを一応考へておるようですが、この考へ方は使用が目的か、

収用が目的か。明白にして頂きたいと思ふのです。

○説明員(松井良雄君) 只今御指摘のありましたように、使用が原則というふうな考へておるわけでございます。それは実は使用者が国ではございまして、が、事実使用するのは軍であります。軍といたしましては、これは必要な期間だけこれを借りて置けばよろしいのだ、あとはもう撤退すればよろしいもの、は要らぬというものが建前でございます。これは使用すればいいのだというものが、どうしても原則になるわけでございますが、それを使用するために非常に期間が長くなりまして、形質を変更しましたりしまして、所有者等がこれではたまらぬということになりますと、やはり財産権を保護いたします建前から、収用の請求権を認めたとしたこととでございまして、或いは場合によりますと、政府みずから使用をいたしますよりは収用したほうがよいという稀な場合には、政府が自発的に収用することとでございまして、政府の建前といたしましては使用を主としたしまして、止むを得ず請求のありました場合には、所有者を保護する意味におきまして収用権を認めたということとでございまして。

○田中一君 私はこの法律が仮に通過したものとすれば、相手方は駐留軍でなく政府と考へるわけですが、その際土地収用、駐留軍というものが何年間駐留するといふ面から出発しなければ収用と使用によるところの国民の利益、不利益というものは算定できないわけなんです。併し現在の段階において我々が客観情勢を判断するに、日本

の再軍備というものが今の内閣の行き方からするならば必然と見られてもいふと思ふのです。その際例へば飛行場の滑走路を造る、その場合これは大型機は飛ぶんですから、もう再び農地とかか或いは耕地に変えることはできないと思ひます。その際収用してこれという要求がどん／＼出た場合に、九十二億で以て一応大抵準備作業班がやつておりますか、あなたがたはやつぱり専門家であつて、一つの勘が働くと思ふ。

収用してくれという場合に、九十二億でこれが賄い切れるか切れないか。無論現在まで占領軍が収用又は使用しておつた建物、土地その他がたゞざんございまして、これに対する予算の支出はこの九十二億以外のものではあつたとしても、無論これに含まれるものとは考へられるのですが、恐らく九十二億の予算ではこれは賄い切れないのではなからうかというように考へられる。無論弾薬庫を造る、弾薬庫の傍には人家は危なくて置かれぬ、殊に演習場というやうな周辺は、これは實際耕作なんかできるものじやない。九十二億の予算のあなたに説明を伺つても工合が悪いかも知れんけれども、九十二億で若し不可能な場合には政府は一体どうするか。結局それを強権を以て国民を圧迫するのではないか。自分の農耕地を取られて離職をする、地方に転住しなければならぬ。その場合にその土地が農耕地としては再び返らないと考へるのが常識なんです。今の自由党の政策ですと、どこまでも再軍備の形に進むやうに御苦心しておるわけですが、その場合にどうしても収用してくれと言つても、金の裏付けなければならぬ。到底これは底切れない問題です。そ

うすると、どこまでもそういう使用が原則だということを建前としてゐる關係上、国民に対する不利益ということのはつきりわかるやうな気がするのですが、松井さんどうなんですか。

○説明員(松井良雄君) 再軍備の点につきましては、この法律は飽くまで駐留軍に對します事柄を規定してゐるものでございまして、駐留軍といたしましては、そう長い年限おるわけではないと考へるのでございまして、その後は再軍備の日本国内の問題に變ることかと思ひますが、その際は別の法律によりまして、その補償等をするることにならうと思ひますし、予算措置も従ひまして別個に考へられると存じますが、駐留軍といたしましては、そう長い期間ではないと思われまして、或いは使用が原則ですから、こゝういつた使用を原則とする法律を作つたのでございまして、現在大抵占領軍によりまして接収のためにいろ／＼航空路等になつております土地を買つてくれという要求が各地にございまして、さほど思つたほどの数字になつておりませんでございまして、大体現在までに要求が取りあへず参つておりますものが約一億七千万円ばかりある程度でございまして、中にはこちらで買つたほうがいいじやないかと申しまして、これは先祖伝來であるからどんなことをしても売らん、これは返してくれというやうな希望もございまして、必ずしも収用の請求が殺到するものとは思われないうやうに解釈しておるものであります。

○田中一君 松井次長は一応駐留軍が何年いるとお考へになつておるのでありますか。

○説明員(松井真雄君) そのことはどうも私としては何とも申し上げにくいのでございますが、そう長くはないのではないかと、ううにただ感じているだけでございませう。

○田中一君 そう長くはないというのはいくらも考慮しておられますか。

○説明員(松井真雄君) まあ新聞にはそんなに長くはない、二十九年というふうなことも一つ書いてあつたかと思ひますが、あれは信用できるかどうかわかりませんが、その辺のことは何ともちよつと申し上げにくい、むしろお教えを願ひたいと思ひます。

○赤木正雄君 さつきの私の質問にも関連して聞きますが、二十八日から講和が発効するならば、少くともそれ以後駐留軍になると思ひます。従つて我々はこの法案を審議するときに、やはりさつきの申しました通りに駐留するなからあらかじめどのくらいの土地を使うのだから、實際日本の土地のどれを使うかというのを知るのにこの委員会は方法がない、これを審議する以外には何もわからない、その場合に我々が審議する上からも、大體講和が発効した場合に、それは協議しておられまして、協議の整つておる部分として、どのくらいまでかかる、どの家を使い、どの土地を使用するのだ、これくらいのことにはつきり政府で示してもらふんと、審議がでないと。思ひます。

○説明員(松井真雄君) 御尤も存じますが、先ほども申し上げておりますように、目下予備作業班等いろいろ検討中でございますので、例えば住宅などにおいては、全国で約個人住宅が二千軒ばかり接収になつておりますが、これが何としても本年度一杯には全部明け渡す方針である。七月末頃までに半分以上、あとだん／＼に明けて行きまして、本年度の末までに全部明け渡す方針であるというふうな大體のことはわかつております。それから都内の施設はだん／＼に明けてましてこれを郊外に移す、民有のものは成るべく解除して国有財産をこれに替へて行くというふうな方針もあるやうでございまして、いろいろ娛樂的なものなどは全部返すというふうな方針もございまして、うでございまして、大體現在接収をされております全国の施設、そういうものをだん／＼にそういう方針によりまして、一部を解除し、又それに代るものを接収して行くということになりますので、これはどうしても全体の表を今ばつと目にかけるわけには行かんと思ひます。

○赤木正雄君 例えて申しますと、前田前侯爵の土地をリッヅウエイ司令官が今お使いになつておるやうですが、我々は一休そのわけがわからないのです。どういふやうであそこをお使いになつておるか、そういうふうで具体的にあなたの方で、おわかりになつておる、それがあつたらうと思ひます。それを特に秘して明さないやうな御方針なんです、それをばつきりして頂きたい。あなたも日本人ならばつきりお示しになつてもいいやありませんか。

○説明員(松井真雄君) 前田邸がどういふ工合になつておりますか、実はわからないのでございまして、あれは或いは自由な契約ではないかと思ひますが、この法律によりまして日本政府としては必要な提供を義務づけられたものは自由な契約でやる建前でござい

ますが、全然そのほかに軍がドルで以てじかに契約をするというものは勝手でございますが、まあそういうものは恐らく普通の場合にはあり得ない、と申しますのは、そういう場合には自分が金を出さなければならぬのでございまして、九十二億によつて日本政府がアメリカ軍に負担をかけるのでございまして、その上、そういうことは少いように思ひますが、とにかく今進行中であつたものを提供すると約束してございまして、ここに解除になりましたものが新聞紙上などでも発表されておりましたので、どうしてもこれは全体的な表を一遍にお目にかけるというには現在行かぬやうなやうでございまして、先ほど申し上げましたやうな方針によりまして、だん／＼に合同委員会で解除し、又国有財産のほうに移つて行くというやうな方向に進んでおるわけでございます。今、全体として、民有のものは現在の数量よりは相当減るのではないかというふうに考へております。

○赤木正雄君 何だか殊更にはつきりしないやうな御答弁をしておりまして、もう少し……合同委員会できめた結果のことを私聞こうと思ひますが、もうすでに予備委員会でも相当きまつておると思ひます。或いは横浜でもさつき言う通り一部は必ず使ふんでしようが、そういうふうにはきまつたところの、国内でどこ／＼の土地を使うとか、どこ／＼を軍の飛行場に使ふとか、どこ／＼の元の軍港の土地を使うとか、そういうたきまつたことでもお示しになることはできないんですか。

○説明員(松井真雄君) 特にお示しを申上げないわけではございませんが、予備作業班でそういうたものがきまりますと、これを両方のアグリメントといひまして署名をいたしまして効力が発生することになつておりますが、それはただどういふ形式で発表いたしますかという問題になるわけでございます。只今それをここで発表しないというものは申し上げておられません、それがどういふ形式で国会に発表されるか、ちよつとこれは私は存じないわけでありませう。

○赤木正雄君 私は委員長に要求いたします。先ほど私が言つておる通りに、どういふやうな土地が使用され、どういふやうな建物が使われるか、これはすでに予備班と申しますか、そういうもので決定されたものがあつたと思ひます。それをお示し願ひたい。そのうしないこの法案の審議に支障を来します。

○理事(小川久義君) お諮りいたしますが、その資料をお出し願へるなら出してもらひ。今日はこの程度で審議を打ち切らして又続行することに……、では一つでできるだけの資料をお出し願ひたいと思ひます。

○説明員(松井真雄君) 只今の資料につきまして、これは特別調達庁といひまして、より外務省の所管になると存じますが、外務省と連絡をとりまして、委員長の御指示によりまして善処いたしたいというふうに考へております。

○理事(小川久義君) お願いいたします。

○理事(小川久義君) それでは次に当委員会が審議中の空中写真の法律につ

きまして、衆議院から参議院に送付されましたのが二月二十一日でありまして、今日は六十日を経過して、憲法五十九條に關連する点がありますので、議事部長からこういつた際の取扱の先例等に対して聴取したいと存じます。

○参事(河野義克君) 今委員長からお話のございましたボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く建設省關係命令の措置に關する法律案は今お話がございましたやうに、二月二十一日に本院で受領いたしてございまして、通常は期間の計算につきましては、民法の期間計算の原則が行われておる。つまり翌日計算主義になつておりますが、国会法におきましてはその期間計算がいつから始まるかというところにつきましては、一般的には確定した解釈がございませぬ。併しながら当日計算主義をはつきりとしておる法律がありまして關係上、ほかの法律につきましても、国会法上の關係はすべて当日計算主義で行つておるのだというところが多くの考へであらうと思ひます。大體曾つて決算委員会等におきましても、当日計算主義をとつて行くという建前から事を処置した例もあるわけでありませう。それで当日計算主義というところで仮に行きますれば、本日は六十一日目になると存じております。それで六十日満了した場合に、今委員長の仰せられた憲法第五十九條四項の關係が生じて参るわけでありませう、その場合どうなるかと申しますれば、六十日経過した場合に自動的に本院は本案を否決したという結果になるわけではないのでありまして、衆議院が憲法の規定によつて、参議院は本案を

きまして、衆議院から参議院に送付されましたのが二月二十一日でありまして、今日は六十日を経過して、憲法五十九條に關連する点がありますので、議事部長からこういつた際の取扱の先例等に対して聴取したいと存じます。

○参事(河野義克君) 今委員長からお話のございましたボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く建設省關係命令の措置に關する法律案は今お話がございましたやうに、二月二十一日に本院で受領いたしてございまして、通常は期間の計算につきましては、民法の期間計算の原則が行われておる。つまり翌日計算主義になつておりますが、国会法におきましてはその期間計算がいつから始まるかというところにつきましては、一般的には確定した解釈がございませぬ。併しながら当日計算主義をはつきりとしておる法律がありまして關係上、ほかの法律につきましても、国会法上の關係はすべて当日計算主義で行つておるのだというところが多くの考へであらうと思ひます。大體曾つて決算委員会等におきましても、当日計算主義をとつて行くという建前から事を処置した例もあるわけでありませう。それで当日計算主義というところで仮に行きますれば、本日は六十一日目になると存じております。それで六十日満了した場合に、今委員長の仰せられた憲法第五十九條四項の關係が生じて参るわけでありませう、その場合どうなるかと申しますれば、六十日経過した場合に自動的に本院は本案を否決したという結果になるわけではないのでありまして、衆議院が憲法の規定によつて、参議院は本案を

きまして、衆議院から参議院に送付されましたのが二月二十一日でありまして、今日は六十日を経過して、憲法五十九條に關連する点がありますので、議事部長からこういつた際の取扱の先例等に対して聴取したいと存じます。

○参事(河野義克君) 今委員長からお話のございましたボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く建設省關係命令の措置に關する法律案は今お話がございましたやうに、二月二十一日に本院で受領いたしてございまして、通常は期間の計算につきましては、民法の期間計算の原則が行われておる。つまり翌日計算主義になつておりますが、国会法におきましてはその期間計算がいつから始まるかというところにつきましては、一般的には確定した解釈がございませぬ。併しながら当日計算主義をはつきりとしておる法律がありまして關係上、ほかの法律につきましても、国会法上の關係はすべて当日計算主義で行つておるのだというところが多くの考へであらうと思ひます。大體曾つて決算委員会等におきましても、当日計算主義をとつて行くという建前から事を処置した例もあるわけでありませう。それで当日計算主義というところで仮に行きますれば、本日は六十一日目になると存じております。それで六十日満了した場合に、今委員長の仰せられた憲法第五十九條四項の關係が生じて参るわけでありませう、その場合どうなるかと申しますれば、六十日経過した場合に自動的に本院は本案を否決したという結果になるわけではないのでありまして、衆議院が憲法の規定によつて、参議院は本案を

きまして、衆議院から参議院に送付されましたのが二月二十一日でありまして、今日は六十日を経過して、憲法五十九條に關連する点がありますので、議事部長からこういつた際の取扱の先例等に対して聴取したいと存じます。

否決したという措置をとり得るということになるわけでありまして、衆議院がそういう態度をとるためには、第一に、憲法五十九條第四項によつて、所定の期間を経過したから参議院は本案を否決したものと衆議院はみなすという議決をすることが必要であります。それから更に憲法五十九條二項に基いて、衆議院が三分の二の再議決をしようとするれば、更にその議決をする。つまり二段の議決をすることが必要であります。そういう参議院は否決をしたとみなすという議決を衆議院がしない限りにおいては、法案は依然として参議院にあるそのまゝの状態に継続するわけでありまして。

ところで先例ということでございますが、こういう法案が参議院において六十日を経過した例ありやということになりますれば、その例はございませう。その場合に衆議院が、参議院は本案を否決したものとみなすという議決を憲法五十九條第四項によつてした例がありやということになりますれば、そういう例はございませう。それから六十日を経過した場合に、そのことに關して参議院から衆議院、若しくは衆議院から本院に対して何らかの正式な連絡、乃至は通知、乃至はその他の要求というふうな行為があるかと申しませうれば、そういう行為は全然ございませう。六十日を経過したという事実を知つて、衆議院が欲すればこういう議決をするわけでありまして、そういう議決がない限り従来の通りで進むわけでありませう。それだけのことであります。

○理事(小川久義君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○理事(小川久義君) 速記を始めて下さい。

本日はこれで委員会を閉会いたします。

午前十一時五十九分散会

四月十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、宅地建物取引業法案(衆)

宅地建物取引業法案
宅地建物取引業法

目次

第一章 総則(第一條-第二條)

第二章 登録(第三條-第十二條)

第三章 業務(第十三條-第二十二條)

第四章 雑則(第二十一條-第二十三條)

第五章 罰則(第二十四條-第二十八條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、宅地建物取引業を営む者の登録を実施し、その事業に對し必要な取締を行ひ、もつてその業務の適正な運営を図ることに由り、宅地及び建物の利用を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第二條 この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 宅地 建物の敷地に供せられる土地をいう。

二 宅地建物取引業 宅地若しくは建物(建物の一部を含む。以下同じ)の売買若しくは交換又は媒介をする行為を業として行うものをいう。

三 依頼者 宅地建物取引業を営む者に対し、宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介を依頼する者をいう。

第二章 登録

第三條 宅地建物取引業を営もうとする者は、この法律の定めるところにより、登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、二年間有効とする。

3 第一項の登録の有効期間満了の後引き続き宅地建物取引業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四條 前條第一項又は第三項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という)は、建設省令の定めるところにより、左に掲げる事項を記載した登録申請書を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 個人である場合においては、その者の氏名

三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ)の氏名

四 事務所の所在地

2 前項の登録申請書には、建設省令の定めるところにより、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 宅地建物取引業経歴書(前條第三項の規定により更新の登録を受けようとする者にあつては、直前一年の各事業年度における事業実績の概要を記載した書面)

二 登録申請者が第六條第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面

三 登録申請者が第六條第二項各号の一に該当する者であるときはその旨を記載し、該当しない者であるときはその旨を誓約する書面

四 前各号に掲げるものの外、登録申請者(法人である場合においては、その役員)の略歴その他建設省令で定める事項を記載した書面

3 登録申請者は、條例の定めるところにより、三千円以下の登録手数料を都道府県に納めなければならない。

(登録の実施)

第五條 都道府県知事は、前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第六條の規定により登録を拒否する場合を除く外、遅滞なく、前條第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を宅地建物取引業者登録簿(以下「登録簿」という)に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちに、当該登録申請者にその旨を通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六條 都道府県知事は、登録申請者が左の各号の一に該当するときは、又は登録申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者につき事実を調査した後、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ない者

二 第二十條第一項第一号又は第二項第三号から第五号までの規定により登録が取り消され、その取消の日から二年を経過しない者(法人である場合においては、取消の日において役員であつた者を含む)

三 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が第一号又は前号に該当する者

四 法人でその役員のうち第一号又は第二号に該当する者のあるもの

2 都道府県知事は、登録申請者が左の各号の一に該当するときは、その登録を拒否することができる。

一 禁こ、以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前号に該当する者

三 法人でその役員のうち第一号に該当する者のあるもの

3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく、その理由を記載した文書をもつて、その旨を当該登録申請者に通知しなければならぬ。

(登録簿等の写の送付)

第七條 都道府県知事は、第五條第一項(第八條第二項において準用する場合を含む。)の規定により登録を受けた者が他の都道府県の区域内に事務所を有するときは、遅滞なく、登録簿のその者に係る部分及び第四條第二項に規定する書類の写を当該他の都道府県の知事に送付しなければならない。

(変更の届出)

第八條 第五條第一項の規定による登録を受けて宅地建物取引業者を営む者(以下「宅地建物取引業者」という。)は、第四條第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、二週間以内、その旨を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

2 第五條第一項の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第九條 宅地建物取引業者が左の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を主たる事務所の所在地を管轄する都

道府県知事に届け出なければならない。

一 宅地建物取引業者を廃止したときは、宅地建物取引業者であつた者

二 宅地建物取引業者が死亡したときは、その相続人

三 宅地建物取引業者が破産したときは、その破産管理人

四 法人が合併により解散したときは、その役員であつた者

五 法人が破産又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人

(登録のまつ消)

第十條 都道府県知事は、左の各号に掲げる場合においては、登録簿につき、当該宅地建物取引業者の登録をまつ消しなければならない。

一 前條の規定による届出があつたとき

二 登録の有効期間満了の際、更新の登録の申請がなかつたとき

2 都道府県知事は、前項の規定により登録をまつ消した場合において、当該登録のまつ消を受けた者が他の都道府県の区域内に事務所を有していたときは、遅滞なく、その旨を当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

(登録簿等の閲覧)

第十一條 宅地建物取引業者の各事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、その者に係る登録簿及び第四條第二項に規定する書類又はこれらの写を一般の閲覧に供しなければならない。

(無登録事業の禁止)

第十二條 第五條第一項の規定による登録を受けない者は、宅地建物取引業者を営んではならない。

第三章 業務

(業務処理の原則)

第十三條 宅地建物取引業者は、依頼者その他取引の関係者に対し、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならない。

(不当な履行遅延の禁止)

第十四條 宅地建物取引業者は、その業務に關してなすべき宅地若しくは建物の登記若しくは引渡又は取引に係る対価の支拂を不当に遅延する行為をしてはならない。

(契約書の送付)

第十五條 宅地建物取引業者は、その業務に關して、依頼者から委託を受けて契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約書を依頼者に送付しなければならない。

(秘密を守る義務)

第十六條 宅地建物取引業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしはならない。宅地建物取引業者を営まなくなつた後であつても、また同様とする。

(報酬)

第十七條 宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に關して受けることのできる報酬の額は、都道府県知事の定めるところによる。

2 宅地建物取引業者は、前項の額をこえて報酬を受けてはならない。

(業務に關する禁止事項)

第十八條 宅地建物取引業者は、その業務に關して、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは賃借の相手方又は依頼者に対し、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

二 不当に高額な報酬を要求する行為

(標識の掲示)

第十九條 宅地建物取引業者は、その事務所ごとに、公衆の見易い場所に、建設省令で定める標識を掲げなければならない。

(業務の停止と登録の取消)

第二十條 都道府県知事は、宅地建物取引業者が左の各号の一に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者の登録を取り消さなければならない。

一 不正の手段によつて第五條第一項の規定による登録を受けたとき

二 第六條第一項第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき

三 第九條の規定による届出があつて同條各号の一に該当する事実が判明したとき

2 都道府県知事は、宅地建物取引業者が左の各号の一に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、六箇月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を取り消すことができる。

一 第六條第二項各号の一に該当するに至つたとき

二 第八條第一項の届出を怠つたとき

三 第十四條から第十六條まで、第十七條第二項、第十八條又は前條の規定に違反したとき

四 この法律の規定に基く都道府県知事の処分違反したとき

五 その他業務に關して著しく不当な行為をしたとき

8 都道府県知事は、前二項の規定により、登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとする場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者(法人である場合においては、その役員。以下この條において同じ)又はその代理人の出頭を求め、都道府県知事の指定する職員に聴聞させなければならない。但し、その者又はその代理人が正当な事由がなく聴聞に應じないときは、聴聞を行わないで当該処分をすることが出来る。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により宅地建物取引業者の登録を取り消した場合においては、直ちに、その登録をまつ消するとともに、その旨を登録を取り消された者に通知しなければならない。

5 第十條第二項の規定は、前項の規定により登録をまつ消した場合に準用する。

第四章 雜則

(報告及び立入検査)

第二十一條 都道府県知事は、宅地建物取引業者の適正な運営を期する

ため必要があると認めるときは、その業務について必要な報告を求め、又は当該職員をして宅地建物取引業者を営む者の事務所に入り、帳簿、書類その他の業務に係るものある物件を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(訴訟)
第二十二條 この法律に規定した事項につき都道府県知事のした処分不服のある者は、建設大臣に訴願することができる。

(適用の除外)
第二十三條 この法律は、国及び地方公共団体並びに信託会社及び信託業務を兼営する銀行には、適用しない。

第五章 罰則

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段によつて第五條第一項の規定による登録を受けた者

二 第十二條又は第十八條の規定に違反した者

三 第二十條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

第二十五條 第十四條又は第十七條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十六條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十五條の規定に違反した者

二 第十六條の規定に違反した者

三 第二十一條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十一條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四條(第二十六條第一項第二号を除く)の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

2 この法律施行の際、現に宅地建物取引業者を営んでいる者は、第五條第一項の規定による登録を受けなくても、その施行の日から起算して六十日間を限り、宅地建物取引業者とみなす。その者がその期間内に第四條の規定により登録を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

(建設省設置法の一部改正)
3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

第四條第九項中「前條第十八号、第十九号」を「前條第十八号から第十九号まで」に改める。

四月十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、河川の水利用許可権移管反対に関する請願(第一六四二号)

一、豊橋、飯田両市間道路の国道指定に関する陳情(第八八二号)

一、指定府県道松本富山路線の国道指定に関する陳情(第八八三号)

一、道路補装新設費国庫補助増額等に関する陳情(第八八四号)

一、公営住宅建設費国庫補助に関する陳情(第八八五号)

一、河川の水利用許可権移管反対に関する陳情(第八八六号)

一、住宅金融公庫法中一部改正に関する陳情(第九〇六号)

第一六四二号 昭和二十七年四月五日受理

河川の水利用許可権移管反対に関する請願

請願者 埼玉県議会議長 関根 憲治

紹介議員 石川 榮一君 平沼 彌太郎君

政府は電源開発の促進を理由として都道府県知事に属している河川水利用許可権を建設大臣に移管しようとする河川法改正の法案を準備中であるとするが、かかる改正は地方住民の生活と河川の総合的利用との密接不可分の関係を無視し、地方自治の円滑なる発展を阻害して地方行政の総合的運営を危機に陥れるばかりでなく、中央政府と地方自治体との円満なる相互協調に至難に於いては政府の所期する電源開発延いては経済復興を阻害するものであつて絶対に反対であるとの請願。

第八八二号 昭和二十七年四月七日受理

豊橋、飯田両市間道路の国道指定に関する陳情

陳情者 長野県議会議長 片桐知 從

愛知県豊橋市から長野県飯田市に通ずる道路は、古来遠州街道と称し、下伊那地方から東海中央地方に達する唯一の幹線道路であつたが、政府の国内幹線道路再編によつて、中部地方を横断して太平洋と日本海岸を結ぶ横断道路の構想が進んでいるから、この豊橋、飯田間道路を国道に指定の上すみやかに整備改良に着手せられたいとの陳情。

第八八三号 昭和二十七年四月七日受理

指定府県道松本富山路線の国道指定に関する陳情

陳情者 長野県議会議長 片桐知 從

長野県松本市から新潟県糸魚川町を経て富山市に至る道路は、古くから指定府県道として長野、新潟、富山の三県を結ぶ重要幹線であるが、日本アルプス中の主要山岳の大部分が、この沿線の各都市を玄関口としている関係上、観光上の重要性も急激に増加しているから、外資導入の立場も併せ考慮し、本線を国道に指定の上すみやかに整備改良せられたいとの陳情。

第八八四号 昭和二十七年四月七日受理

道路補装新設費国庫補助増額等に関する陳情

陳情者 長野県知事 林虎雄外一名

長野県内府県道延長約四千キロの内自動車通行可能延長約三千七百キロあり、この内補装延長は約七十キロに過ぎない状況で最近の自動車交通の大

型化、重量化に対して砂利道では維持できない区間が急激に増加している現状であるから、昭和二十七年において建設省直轄事業または補助公共事業として特に増額施行せられたいとの陳情。

第八八五号 昭和二十七年四月七日 受理

公営住宅建設費国庫補助に関する陳情
陳情者 長野県知事 林虎雄 外一名

講和條約の発効とともに国土再建に急を要する政策は多いが、特に民生安定と生産力増強の基盤となる住宅問題の解決は刻下の急務と考え、長野県においては鋭意その解決に努力しているのであるが、人口の増加、災害による損傷、老朽による倒壊等によつて現在四万五千世帯が住宅難に悩んでいる実情であるから、これが解決を期するよう昭和二十七年の実施計画をたてたから、公営住宅国庫補助の割当について特段の考慮を拂われたいとの陳情。

第八八六号 昭和二十七年四月七日 受理

河川の水利使用許可権移管反対に関する陳情(四通)

陳情者 大分県議會議長 岩崎貢
政府は近く、電源開発の促進を理由として、現行河川法を改正し、現在地方庁の権限である水利使用の許可権を国に移管する法案を準備しているとのことであるが、かかる改正は、かんがい用排水、工業用水との関連はもとより、水害対策など地方の実状に即して行方地方公共団体の河川に対する総合行政を一大困難に遭遇させることとなり、行政民主化の逆行となるから、河

川の水利使用許可権については、現行法を維持せられたいとの陳情。

第九〇六号 昭和二十七年四月十日 受理

住宅金融公庫法中一部改正に関する陳情(一通)

陳情者 福岡県議會議長 田中保蔵 外一名

住宅金融公庫の融資目的は、一般の金融機関が供給することのできない長期低利資金を融通することにあるが、現行の利息、償還年限等は、同制度の趣旨に遠いものであるから、利息を普通郵便貯金以下に、償還年限は木造三十年、鉄筋五十年に、それぞれ引き下げあるいは延長するとともに、産業会社の社宅建設に対しても公庫資金を融通するよう住宅金融公庫法の一部を改正せられたいとの陳情。